

## 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の契約事務について、佐世保市制限付き一般競争入札実施要綱及び制限付き一般競争入札における入札参加資格要件基準に規定する下請代金等の未払い業者及び国税等の滞納業者に対する入札参加規制を行うため、必要な取扱いを定める。

### (下請代金等及び国税等)

第2条 前条にいう下請代金等とは、請負業者から請け負った建設工事等において、契約書等に定める期限までに支払われるべき下請代金及び資材等の代金をいう。

2 前条にいう国税等とは、納付期限を経過した国税、地方税及びその他の公課をいう。

### (入札参加規制)

第3条 市長は、佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱第8条に規定する入札参加資格者名簿に登録された者（以下「入札参加資格者」という。）が、以下のいずれかに該当したときは、様式1により、入札参加規制を行う。

(1) 下請代金等の支払いに関して、裁判所による支払命令又は債権差押命令を受けた事実が判明したとき。

(2) 国税等に関して、滞納処分の執行を受けた事実が判明したとき。

2 市長が、入札参加規制を行ったときは、本市発注工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該入札参加規制に係る入札参加資格者を指名してはならない。当該入札参加規制に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (対象者の範囲)

第4条 下請代金等の未払いについては、佐世保市発注の建設工事等に限らず、国・他の地方公共団体及び民間の発注工事についても対応するものとし、支払いを行っていない者が、本市の入札参加資格者であれば、入札参加規制の対象とする。

### (入札参加規制の対象案件)

第5条 入札参加規制を行う案件は、佐世保市が発注する競争入札に付する全ての建設工事等とする。

### (入札参加規制期間)

第6条 入札参加規制の期間は、市長が入札参加規制の通知をした日の翌日から下請代金等の未払いが解消した事を確認し、市長が入札参加規制の解除を通知した日までとする。

### (共同企業体に対する取扱い)

第7条 共同企業体が発注の下請代金等の支払いを行っていない場合は、共同企業体を構成する全ての出資者が下請代金等の未払いを受けた者に対し責務を負う。ただし、入札参加規制については代表構成員のみを対象とし、その他の構成員は入札参加規制の対象としない。

### (入札参加規制の解除)

第8条 入札参加規制を受けた者が下請代金等の未払い又は国税等の滞納を解消したときは、市長に対して、様式2及び未払い又は滞納が解消した事を証明する書類等（領収書又は完納証明等）を提出し、入札参加規制の解除を申し出るものとする。

2 入札参加規制を受けた者から、前項の申し出があった場合は、市長は下請代金等の未払い又は国税等の滞納が解消した事実の確認を行い、未払い又は滞納の解消を確認したときは、様式3により解除の通知を行うものとする。

(入札参加規制業者の公表)

第9条 本要領に基づく入札参加規制業者に関する情報は、公開しないものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の要領の様式による用紙で、現に残存するものは、  
所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第 号  
年 月 日

様

佐世保市長

下請代金等の未払い業者に対する入札参加規制について

みだしのことについて、下記のとおり入札参加規制を行うこととしたので、通知します。

1. 入札参加規制期間

年 月 日 から 入札参加規制解除の通知日まで

2. 対象工事

佐世保市が発注する競争入札に付する全ての建設工事及び建設コンサルタント業務

※ 入札参加規制の解除については、貴社から様式2及び確認書類等（領収書及び完納証明書等）の提出後に、佐世保市が下請代金等の未払いが解消した事実を確認し、様式3により入札参加規制解除を行うこととしますので、未払いが解消した場合は、様式2及び確認書類等を提出してください。

以 上  
(財務部契約課)

年 月 日

佐世保市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

下請代金等の未払いの解消について

年 月 日付けで入札参加規制を受けましたが、下記のとおり下請代金等の未払いが解消しましたので、別途書類を添付して提出いたします。

記

1. 下請業者等
2. 未払い金額
3. 下請代金等の支払日

※ 下請代金等の未払いが解消した事がわかる書類を添付すること。  
例：下請業者からの領収書、完納証明書、差押取下通知書 等

以 上

様式3（第8条第2項関係）

第 年 月 日  
号

様

佐世保市長

下請代金等の未払い業者に対する入札参加規制の解除について

みだしの件について、貴社に対し、 年 月 日付けで通知した入札参加規制を解除します  
ますので、通知します。

以 上  
(財務部契約課)